

○由布市陣屋の村自然活用施設条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 18 号

改正 平成 19 年 6 月 25 日 条例第 33 号

(設置)

第 1 条 由布市の豊かな自然を生かし、農業構造を再編し、生産性の高い農業の確立と活力ある地域づくりを目指しながら、自然教室として学童及び住民に農業に親しむ機会を与えるとともに、都市との交流を促進するため、由布市陣屋の村自然活用施設（以下「自然活用施設」という。）を設置する。

(施設の名称及び位置)

第 2 条 自然活用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
由布市陣屋の村自然活用施設 (1) 農林漁業体験実習館 (ア) 童里夢館 (イ) 陣屋浪漫邸 (ウ) 中門記念館 (エ) 歴史資料館 (オ) 芸術工房 (2) 野外活動の施設 (ア) キャンプ場 (イ) パットパットゴルフ場 (3) 林間休養施設 (ア) 陣屋山荘 (4) 温泉館	由布市挾間町鬼瀬 9 7 1 番地 6
農作業体験活動のための施設 (1) 陣屋の村ふれあい農園	由布市挾間町鬼瀬 1 1 5 6 番地 9

(指定管理者による管理)

第3条 自然活用施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自然活用施設の維持管理に関する業務を行う。
- (2) 都市と農村の交流事業に係る業務
- (3) その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者が管理する施設)

第5条 指定管理者が管理する自然活用施設は、第2条に掲げた施設及び駐車場とする。ただし、歴史資料館の管理及び運営は、別に定める管理運営規程に基づき由布市教育委員会が行う。

(使用料)

第6条 自然活用施設使用料については、別表の通りとする。

(利用時間)

第7条 自然活用施設利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、市長と協議のうえ変更することができる。

(休館日)

第8条 自然活用施設の休館日は、第3月曜日とする。ただし、市長と協議のうえ変更することができる。

(利用の許可)

第9条 自然活用施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、施設内の器具等の利用をしようとするものは、利用券を購入した時点で許可を受けたものとみなす。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すこ

とができる。

(許可の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 各施設の施設等を滅失又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長において不適當と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、利用を停止し、又は同項の許可を取り消し、退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第1項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、前項の場合において、利用者に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第12条 利用者は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額を納入しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事のために利用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体若しくはその他公共団体又は公共的団体に公用あるいは公共用に供するために利用させるとき。

(3) 地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として利用させるとき。

(4) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 市長の都合により利用を取り消したとき。

(2) 利用者の責によらない天災地変等の理由により使用することができないとき。

(目的外利用の禁止)

第15条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用する権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 利用者は、各施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(施設の新設、廃止の制限)

第17条 指定管理者は自然活用施設の一部新設及び廃止については、事前に市長と協議を行い変更の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項におい

て「従事者」という。)は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の由布市農業施設条例第3条の規定により管理の委託をしている自然活用施設についての、由布市陣屋の村自然活用施設条例第3条の規定の適用については、平成18年9月1日(その日前に、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき自然活用施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第6条、第12条関係)

由布市陣屋の村自然活用施設利用料

(単位：円)

名称	区分	宿泊 (和室)	宿泊 (洋室)	研修 室 (大)	和室	中門 館	農園 (小 屋付)	普通 農園	棚式 農園
由布 市陣 屋の 村自	農林漁業 体験実習 館(宿泊)	1室3人以 上1人50 0~700 割引。幼児6	3,0 00~ 5,0 00	4,0 00~ 6,0 00	50 0~ 1,0 00	25 0~ 50~4, 00			

然活用施設		歳未満無料 (ただし、寝具利用のみ 1,000～1,500。 小学以下は保護者同伴)。飲食料は、別に定める。					0		
	農林漁業体験実習館(日帰り)	利用者が入場料等徴収の場合は、利用料30%増、市内利用者20%引			1,000～2,000	500～1,000	2,000～5,000		
	キャンプ場	入村料/1人1泊(1回)100～300、テント1張/1人1泊(1回)1,500～3,000							
	温泉館	入浴料中学以上200							

		～500、小学100～300（小学以下3歳100～300）								
	陣屋山荘	A棟1棟1泊 23,000～40,000 B棟1棟1泊 18,000～30,000								
	パットパットゴルフ場	1人200～1,000								
曲布市陣屋ふれあい農園	農園利用と管理	農園／1年間、研修室／2時間1家族、シャワー／1回、管理機／1回	500	200		60,000	24,000	6,000	200	